梨県公

平成二十一年

火

号外第七十一号

十月二十日

曜 日

目 次

条 列

山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例	寺臨時特例基金条例の一部を改正する条例 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善	□梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	⊔梨県手数料条例の一部を改正する条例	山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	当梨県グリー ンニュー ディー ル基金条例	宗例 □梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する	^地 方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例七	^{山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例七}	畠士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	⊔梨県高校生修学支援基金条例五	^{田梨県公立大学法人評価委員会条例} 四	^{田梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例}	1
		<u>.</u>			等臨時特例基金条例の一部を改正する条例とび山梨県介護職員処遇改善 三山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 二山梨県手数料条例の一部を改正する条例 二山梨県所属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 一								

条例のあらまし

山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例 (条例第四十九号) (行政改革

- 1 平成二十二年四月に地方独立行政法人山梨県立病院機構及び公立大学法人山梨県立 供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産を次のとおり定 めることとした。 大学が設立されることに伴い、県が設立する地方独立行政法人が譲渡し、又は担保に
- 面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。) | 予定価格が七千万円以上の不動産 (土地については、 信託する場合を除き、その

Щ

梨県公報号

外

第七十一号

平成二十一年十月二十日

- 予定価格が七千万円以上の動産
- 予定価格が七千万円以上の不動産の信託の受益権
- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。 **山梨県公立大学法人評価委員会条例** (条例第五十号) (私学文書課)
- いう。) の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとした。 地方独立行政法人法に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会 (以下「委員会」と
- 委員会は、委員五人以内をもって組織することとした。

2

- 3 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命するこ ととした。
- 委員の任期は、二年とすることとした。
- 5 こととした。 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる
- 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。
- 7 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれの過半数が出席しなけれ

ば、会議を開くことができないこととした。

- 8 否同数のときは、委員長の決するところによることとした。 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、 可
- 9 その他必要な事項を定めることとした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

10

- **山梨県高校生修学支援基金条例** (条例第五十一号) (私学文書課)
- 経済的理由により修学が困難となる高等学校等の生徒の教育の機会の確保に資する
- ため、山梨県高校生修学支援基金 (以下「基金」という。) を設置することとした。 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
- 3 一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、
- 4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 付するものとした。 に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合
- **富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例** (条例第五十二号) (市町村課)
- 南巨摩郡増穂町及び鰍沢町を廃し、その区域をもって富士川町を設置することに伴 次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。
- 山梨県警察組織条例

Щ

山梨県立学校設置条例

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例

山梨県行政機関等の設置に関する条例

山梨県流域下水道の設置に関する条例 山梨県屋外広告物条例

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例

山梨県営住宅設置及び管理条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例

める条例 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定

この条例は、平成二十二年三月八日から施行することとした。 **山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例** (条例第五十三号) (児童家庭課)

という。) を設置することとした。 の安全の確保を図るため、山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 (以下「基金」 社会福祉施設等の耐震改修等を促進することにより災害時における社会福祉施設等

基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした

3 一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り

4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。

この条例は、公布の日から施行することとした。

6 付するものとした。 に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合

地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例 (条例第五十四

号)(県立病院経営企画室)

がれることとなる職員が現に所属する県の内部組織を次のとおりとすることとした。 地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構に引き継

県立中央病院

県立北病院

2 この条例は、設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が 成立する日から施行することとした。

例第五十五号) (県立病院経営企画室) **山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例**(条

> 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴い、次の改正等を行うこととした。 山梨県営病院諸収入条例を廃止することとした。

福祉センター設置及び管理条例中に直接規定する方法に改めることとした。 免について、山梨県営病院諸収入条例の例による方法から、山梨県立あけぼの医療 ()に伴い、山梨県立あけぼの医療福祉センターの使用料及び手数料の額並びに減

ることとした。 次の関係条例の規定について、地方独立行政法人の職員にも適用できるようにす

職務に専念する義務の特例に関する条例

山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

山梨県職員の懲戒に関する条例

山梨県職員の定年等に関する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

山梨県職員の育児休業等に関する条例

山梨県職員の再任用に関する条例

9)(8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例

山梨県職員給与条例の規定から、病院業務従事手当を削ることとした。

2 この条例は、設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が 成立する日から施行することとした。

山梨県グリーンニューディール基金条例 (条例第五十六号) (環境創造課

置することとした。 決に資するため、山梨県グリーンニューディール基金(以下「基金」という。)を設 太陽光による発電設備の導入等により地球温暖化等の環境に関する喫緊の課題の解

基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。

3 一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、

4 その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。

5 この条例は、 公布の日から施行することとした。

付するものとした。 に基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととし、この場合

防防災課) 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十七号)(消

消防法の一部改正に伴い、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の協議及び

「協議会」という。) を設置することとした。 連絡調整を行うための協議会として、山梨県メディカルコントロール協議会 (以下

2 協議会の委員の定数を二十五人以内とすることとした。

- 3 委員の要件は、次のとおりとすることとした。
- 消防機関の職員

医療機関の管理者又はその指定する医師

診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

県の職員

学識経験者その他の県が必要と認める者

- 委員の任期は、二年とすることとした。
- 5 委員の報酬の額を日額九千八百円とすることとした
- 6 この条例は、平成二十一年十月三十日から施行することとした。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第五十八号) (大気水質保全課)

- 1 土壌汚染対策法の一部改正にかんがみ、別表第二に次の手数料を加えることとした。 汚染土壌処理業許可申請手数料 二十四万円
- 2 手数料に係る土壌汚染対策法の引用条項について規定の整備を行うこととした。 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の全面施行に伴い、汚染土壌処理業許可申請
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、2については、平成二 十一年十月二十三日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十九号)(警察本部会

ついて次の改正を行うこととした。 地方公共団体の手数料の標準を定める政令の一部改正に伴い、別表第五の手数料に

の下欄に掲げる金額に改めることとした。 次の表の上欄に掲げる手数料について、同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表

を受けていない者が申請した場 あっては、五(猟銃又は空気銃の所持の許可 申請の場合に銃砲刀剣類所持許可申請手数料 九千円(同時	場合) を現に受けている者が申請した (猟銃又は空気銃の所持の許可 銃砲刀剣類所持許可申請手数料
あっては、五申請の場合に 同時	は、三千百円)場合にあって(同時申請の五千四百円
あっては、六千七百円)一万五百円(同時申請の場合に	は、三千百円) 場合にあって (同時申請の あっては、四千三百円) 五千四百円 六千八百円(同時申請の場合に

八千九百円	七千九百円	射擊練習資格認定申請手数料	
八千九百円	七千九百円	射擊教習資格認定申請手数料	
二万二千円	二万千円	猟銃操作等技能検定手数料	
あっては、四千四百円)	は、三千百円)場合にあって(同時申請の五千四百円	い場合)(新たな許可証の交付を伴わな猟銃等所持許可更新申請手数料	
あっては、四千八百円)	円) (同時申請の(同時申請の	合)(新たな許可証の交付を伴う場合)	
	千三百円)	句)	

次の手数料を定めることとした。

銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料 六百五十円

猟銃操作等技能講習手数料 一万二千三百円

九百円) 年少射撃資格認定申請手数料(九千六百円(同時申請の場合にあっては、五千

年少射撃資格認定証書換え手数料 千八百円

年少射擊資格認定講習会手数料 九千七百円 年少射擊資格認定証再交付手数料 千九百円

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行することとした。

2

例基金条例の一部を改正する条例 (条例第六十号) (障害福祉課) 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善等臨時特

延長することとした。 失効期日を、それぞれ平成二十四年三月三十一日から平成二十四年十二月三十一日に 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業等の延長にかんがみ、条例の

この条例は、公布の日から施行することとした。

Щ

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第六十一号)(児童家庭課)

- 正を行うこととした。 子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業が拡充されたことに伴い、 次の改
- 基金の対象事業を次のとおりとすることとした。
- 保育サービス等の充実のための事業
- 地域における子育て支援のための事業
- (3)(2)(母子家庭、父子家庭等への支援のための事業(高等技能訓練促進費等事業に限
- (4) 母子家庭、父子家庭等への支援のための事業 (高等技能訓練促進費等事業を除
- ための事業 児童養護施設に入所している児童等の生活環境の改善その他福祉の増進を図る
- することとした。 _の各事業に係る経理については、それぞれ他の事業に係る経理と区分して整理
- (Ξ) 国庫に納付するものとした。 (1)及び(2)の事業については、平成二十二年度末で精算し、 残額があるときは
- 国庫に納付するものとした。 (14及び)5の事業については、平成二十三年度末で精算し、 残額があるときは
- 長することとした。 条例の失効期日を平成二十三年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に延
- この条例は、公布の日から施行することとした。

病院経営企画室) 山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例(条例第六十二号)(県立

- する条例を廃止することとした。 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴い、 山梨県営病院事業の設置等に関
- 2 この条例は、設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が 成立する日から施行することとした。

条 例

山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第四十九号

山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例

得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見 号) 第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格 (適正な対価を 積価額) が七千万円以上の不動産 (土地については、信託する場合を除き、その面積が 件二万平方メートル以上のものに限る。) 若しくは動産又は不動産の信託の受益権と 県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八

この条例は、 平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県条例第五十号

山梨県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号)第十一条第三 織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。 項の規定に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する

2 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。 (任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。 とする。 ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条委員会に、 くことができる。 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、 臨時委員を置

- 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるもの

(委員長) とする。

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める

2 委員長は、 会務を総理し、 委員会を代表する。

3 (会議) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれの過半数が出席しなけれ
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、 会議を開くことができない 可

否同数のときは、委員長の決するところによる。

第七条 委員会の庶務は、 総務部において処理する

(庶務

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委 員会に諮って定める。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 の一部を次のように改正する。 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)

を 臨時委員 山梨県公立大 員 山梨県公益認

(委任)

別表第一中 山梨県公益認定等審議会の委員及び専門委

員

定等審議会の委員及び専門委

に改める。

学法人評価委員会の委員及び

山梨県高校生修学支援基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十一号

山梨県高校生修学支援基金条例

(設置)

第一条 経済的理由により修学が困難となる高等学校等の生徒の教育の機会の確保に資 するため、 山梨県高校生修学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、 一般会計歳入歳出予算で定める

(管理)

第三条基金に属する現金は、 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

(繰替運用) 保管しなければならない。 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入す るものとする。

(処分)

第六条 限り、 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に 一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、 基金に残額があるときは、 付するものとする。 その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納

富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する 平成二十一年十月二十日

Щ

梨

県

山梨県条例第五十二号

山梨県知事

横

内

正

明

富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

第一条 山梨県警察組織条例 (昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改 (山梨県警察組織条例の一部改正) 正する

轄区域の欄中「並びに南巨摩郡増穂町及び鰍沢町」を「及び南巨摩郡富士川町」に改 別表六の項位置の欄中「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に改め、同項管

(山梨県立学校設置条例の一部改正)

第二条 山梨県立学校設置条例 (昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のよう に改正する。

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正) 第二条中「山梨県南巨摩郡増穂町」を「山梨県南巨摩郡富士川町」に改める。

の一部を次のように改正する 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例 (昭和四十七年山梨県条例第七号)

土川町」に改める。 第二条の表山梨県立峡南高等技術専門校の項中「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

を次のように改正する。 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部

「南巨摩郡富士川町」に改める。 保健福祉事務所の項及び第九条の表山梨県峡南保健所の項中「南巨摩郡鰍沢町」を 第二条第二項の表山梨県峡南地域県民センターの項、第五条第二項の表山梨県峡南

(山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県流域下水道の設置に関する条例 (昭和六十一年山梨県条例第四号)の 部を次のように改正する。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正) 第二条の表釜無川流域下水道の項中「増穂町 鰍沢町」を「富士川町」に改める。

第六条 山梨県屋外広告物条例 (平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように 改正する。

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正) 別表第一南巨摩郡の項中「増穂町 身延町」を「身延町 富士川町」に改める

第七条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例 (平成七年山梨県条例第一号)の

部を次のように改正する

別表鰍沢北部団地の項を削り、 同表富沢団地の項の次に次のように加える。

鰍沢北部団地 南巨摩郡富士川町

(山梨県営住宅設置及び管理条例の一部改正

ように改正する。 山梨県営住宅設置及び管理条例 (平成九年山梨県条例第十五号)の一部を次の

加 え る。 沢団地の項及び鰍沢北部団地の項を削り、 別表第一青柳団地の項、 青柳第二団地の項、 同表南部南光平団地の項の次に次のように 増穂団地の項、 増穂天神団地の項、 鰍

青柳団地	南巨摩郡富士川町
青柳第二団地	南巨摩郡富士川町
増穂団地	南巨摩郡富士川町
増穂天神団地	南巨摩郡富士川町
鰍沢団地	南巨摩郡富士川町
	南巨摩郡富士川町

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正) 別表第二鰍沢北部団地の項中「南巨摩郡鰍沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

第九条 一部を次のように改正する。 山梨県の事務処理の特例に関する条例 (平成十一年山梨県条例第四十七号) の

「早川町 を「早川町(富士川町」に改め、同表十五の四の項中「鰍沢町」を「富士川町」に改 南部町 め、同表十五の六の項中「増穂町 十三の項中「鰍沢町」を「富士川町」に改め、 第二条の表一の三の項中「増穂町 富士川町」に改め、 身延町 富士川町」に改める。 同表二十二の四の項中「鰍沢町 鰍沢町 早川町」を「早川町」に、「南部町」を 身延町」を「身延町 同表十三の二の項中「鰍沢町 早川町」 富士川町」に改め、同表 早川町 身延町」を

(山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

こ女かる。 第二条の表四の項中「増穂町(身延町)南部町」を「身延町)南部町(富士川町)

条例の一部改正)(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める

本則の表中「増穂町(鰍沢町」を「富士川町」に改める。を定める条例(平成十五年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。第十一条(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年三月八日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。
 委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては富士川町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例のに関する条例第二条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例のに関する条例第二条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例のに関する条例第二条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例のに関する条例第二条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例を員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

平成二十一年十月二十日山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十三号

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

保管しなければならない。 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

(繰替運用)

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入す(運用益金の処理)

(処分)

るものとする。

(委任) 限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。 限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附目

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

するものとする。 基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、

。 地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例をここに公布す

平成二十一年十月二十日

Щ

梨

山梨県知事

内

正

明

山梨県条例第五十四号

地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

構への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。「法」という。) 第五十九条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機第一条 この条例は、地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号。次条において

(職員の引継ぎ)

第二条 法第五十九条第一項に規定する条例で定める県の内部組織は、次に掲げるもの

| 旧条例第二条に規定する山梨県立北病院

所見

よって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日から施行する。 この条例は、地方独立行政法人法第九条第三項の規定により設立の登記をすることに

に公布する。 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例をここ

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十五号

(山梨県営病院諸収入条例の廃止) 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

第一条 山梨県営病院諸収入条例 (昭和四十年山梨県条例第十号) は、廃止する。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

一部を次のように改正する。第二条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年山梨県条例第五号)の

き」を「基づき」に改める。号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「基号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「基常一条中「第三十五条」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八

第二条中「職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定

当該特定地方独立行政法人の理事長)」を加える。改め、「人事委員会」の下に「(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、方独立行政法人の理事長を含む。)」を加え、「を「次に」に改め、「任命権者」の下に「(特定地の職員を含む。)」を加え、「左に」を「次に」に改め、「任命権者」の下に「(特定地する特定地方独立行政法人(以下この条において「特定地方独立行政法人」という。)

(山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

例第七号)の一部を次のように改正する。 第三条 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十七年山梨県条

改める。 条第一項及び第二項において同じ。)」を加え、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に条第一項及び第二項において同じ。)」を加え、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に

当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。 第四条中 「人事委員会規則」の下に「 (特定地方独立行政法人の職員にあつては、

(山梨県職員の懲戒に関する条例の一部改正)

のように改正する。 第四条 山梨県職員の懲戒に関する条例 (昭和二十七年山梨県条例第八号)の一部を次

いう。) の職員を含む。第五条第三項において同じ。)」を加える。 二項に規定する特定地方独立行政法人(第六条において「特定地方独立行政法人」と条において同じ。)」を、「職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人法第二条第律第百十八号) 第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二第一条中「第四項」の下に「 (これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法

当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。 第六条中「人事委員会規則」の下に「 (特定地方独立行政法人の職員にあっては、

(山梨県職員給与条例の一部改正)

に改正する。 第五条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のよう

とする。 第二十条第二項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号

(山梨県立あけぼの医療福祉センター 設置及び管理条例の一部改正)

第三号)の一部を次のように改正する。 第二号)の一部を次のように改正する。 位置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第六条 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例

を次のように改める。 第四条第一項中「使用料」の下に「(以下「料金」という。)」を加え、同条第二項

2 保険診療に係る料金は、健康保険法(お工十二年法律第七十号)第七十六条第二 保険診療に係る料金は、山梨労働局長との契約により決定した額とする。 ただし、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による診療に係む。)の規定により厚生労働大臣が定める事での語の算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十分。)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用で、同法第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣項(同法第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣項(同法第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣項(同法第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣項(同法第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣項(同法第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣項、同法第五十分の規定により原生労働大臣項、同法第五十分の規定により原生労働大臣の額の第二十二年法律第七十号)による診療に係る料金は、山梨労働局長との契約により決定した額とする。

第四条中第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- が定めるところによる。 ・前項に定める保険診療に係る料金以外の料金で診療に係るものについては、知事
- 次の表のとおりとする。(・前二項に定めるものを除くほか、診療に係る料金以外の料金及び手数料の額は、

一、二六〇円	通	三文書料(普通診断書)
三、六七〇円	_ 件	一死体検案料
金額を切り捨てた額) ・の端数があるときは、その端数 があるときは、その端数 を変で除して得た額に一○円未 を変で除して得た額に一○円未 を変があるときは、その端数	_ _	一普通健康診断料
金額	単位	種目
		:

実費を基準として知事の定める額		2 前各項に掲げるもの以外のもの	九
一、八九〇円	— 通	ハ 文書料 (死体検案書)	八
四、九三〇円	_ 通) 文書料 (診療報酬明細証明書)	七
一、二六〇円	_ 通	外の証明書) 外の証明書以 文書料 (診療報酬明細証明書以	六
三、五七〇円	_ 通	請求又は受給に要する診断書) ・文書料(恩給、年金、保険等の	五五
一、八九〇円	通	1 文書料 (死亡診断書)	四

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(料金等の減免)

できる。 ん酌して必要があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することが2(知事は、前条第五項の表の上欄に掲げる者の家計に与える影響その他の事情をし

(山梨県職員の定年等に関する条例の一部改正)

次のように改正する。第七条 山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号)の一部を

む。次条、第三条及び第五条において同じ。)」を加える。した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員を含る場合を含む。)、第二十八条の二第三項並びに」に改め、「職員」の下に「(県が設立人法 (平成十五年法律第百十八号) 第五十三条第三項の規定により読み替えて適用す第一条中「から第三項まで及び」を「及び第二項 (これらの規定を地方独立行政法

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

十三年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。 第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六

八号)第五十三条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二条第二項(第一条中「第二条第一項」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十

Щ

梨

県公

条第一項において同じ。)」を加える。 項において「特定地方独立行政法人」という。) の職員を含む。次条第一項及び第三政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人 (次条第一項及び第三条第三法律第百三十五号) 第一条及び第二条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行において同じ。)」を、「職員」の下に「 (市町村立学校職員給与負担法 (昭和二十三年

から第八条までにおいて同じ。)」を加える。 第三条第三項中「派遣職員」の下に「 (特定地方独立行政法人の職員を除く。 次条

(山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

次のように改正する。第九条・山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を

条から第十六条まで及び第十八条から第二十条までにおいて同じ。)」を加える。 第一条中「という。)」の下に「第二項(育児休業法第十二条及び第十九条第三項において準用する場合を含む。)、第十条第一項及び第二項(育児休業法第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十七条並びに第十八条第三項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第七条、第八条及び第十五条(育児休業法第十七条において準用する場合を含む。)、第十七条並びに第二項(育児休業法第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十条第一項及 第一条中「という。)」の下に「第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項(育児

第十六条において同じ。)」を加える。者」の下に「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。第六条、第十一条第五号及びては、当該特定地方独立行政法人の規程。第二十三条において同じ。)」を、「任命権第三条第四号中「人事委員会規則」の下に「(特定地方独立行政法人の職員にあっ第三条第四号中「人事委員会規則」の下に「(特定地方独立行政法人の職員にあっ

(山梨県職員の再任用に関する条例の一部改正)

のように改正する。 第十条 山梨県職員の再任用に関する条例(平成十二年山梨県条例第二号)の一部を次

を加える。 年命権者」の下に「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)」 第三条第二項中「 任命権者」の下に「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)」を加える。 政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。 第二条中「第二十八条の二第一項」及び「第二十八条の三」の下に「 (地方独立行

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。第十一条(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年)

法人」という。) の職員を含む。以下同じ。)」を加える。行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政場合を含む。第五条において同じ。)」を、「、職員」の下に「(県が設立した地方独立法 (平成十五年法律第百十八号) 第五十三条第六項の規定により読み替えて適用する第一条中「第七条第一項及び第二項」の下に「 (これらの規定を地方独立行政法人

項から第四条まで及び第六条において同じ。)」を加える。 第二条第一項中「任命権者」の下に「 (特定地方独立行政法人の理事長を含む。次

当該承認に相当する承認その他の処分)」を加える。 第四条第三項中「掲げる承認」の下に「(特定地方独立行政法人の職員にあっては、

当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。 第十条中「人事委員会規則」の下に「 (特定地方独立行政法人の職員にあっては、第七条第一項中「という。)」の下に「及び特定地方独立行政法人の職員」を加える。

(山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第十二条 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号)

律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下(第一条中「第六項」の下に「 (これらの規定を地方独立行政法人法 (平成十五年法

員を含む。以下同じ。)」を加える。する特定地方独立行政法人」という。) の職する特定地方独立行政法人 (次条において「特定地方独立行政法人」という。) の職同じ。)」を、「職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定

一項及び第九条において同じ。)」を加える。 第二条中「任命権者」の下に「 (特定地方独立行政法人の理事長を含む。 第七条第

所則

から施行する。 により設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日により設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日この条例は、地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第九条第三項の規定

平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県条例第五十六号

山梨県グリー ンニュー ディー ル基金条例

(設置)

を設置する。 の解決に資するため、山梨県グリーンニューディール基金(以下「基金」という。)第一条 太陽光による発電設備の導入等により地球温暖化等の環境に関する喫緊の課題

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

保管しなければならない。

(繰替運用)

| 率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。| 第四条 | 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入す

(処分)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

するものとする。 基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、

平成二十一年十月二十日山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第五十七号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

同項に第一号として次の一号を加える。に改め、同条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、に改め、同条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第三条の見出しを「(山梨県メディカルコントロー ル協議会等の設置及び担任事務)」

県メディカルコントロール協議会 - 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号)第三十五条の八第一項の協議会 - 山梨

別表第二第一号の表山梨県固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

			会	ール協議	コントロ	ディカル	山梨県メ				
	に関する事務	実施に係る連絡調整	び傷病者の受入れの	づく傷病者の搬送及	同項の実施基準に基	に関する協議並びに	五第一項の実施基準	る同法第三十五条の	八第一項の規定によ	消防法第三十五条の	
					二十五人以内						
者	の県が必要と認める	五 学識経験者その他	四県の職員	する者	経験者の団体の推薦	三 診療に関する学識	師	又はその指定する医	二医療機関の管理者	消防機関の職員	
					二年						

山 梨 県 公 報 号 外 第七十一号 平成二十一年十月二十日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年十月三十日から施行する
- (附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 の一部を次のように改正する。 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年山梨県条例第七号)

別表第一中 び幹事 山梨県国民保護協議会の委員、 専門委員及 を

び幹事 山梨県国民保

員及び専門委 山梨県メディ

に改める。

護協議会の委員、

専門委員及

カルコントロール協議会の委

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十一年十月二十日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第五十八号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県手数料条例 (平成十二年山梨県条例第三号) の一部を次のように改正す

別表第二の百七十五の項の次に次のように加える。

百七十五の二 土壌汚染対策法の一 部を改正する法律 (平成二十一年 いて「改正法」という。)附則第 法律第二十三号。以下この項にお

許可申請手数料 汚染土壌処理業

二十四万円

ができるとされる改正法による改 理業の許可の申請に対する審査 二項の規定の例による汚染土壌処 年法律第五十三号)第二十二条第 正後の土壌汚染対策法 (平成十四 施行前においても申請を行うこと 二条第一項の規定による改正法の

第二条 山梨県手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後の」を削り、「の例による」を「に基づく」に改める。 規定による改正法の施行前においても申請を行うことができるとされる改正法による 一年法律第二十三号。 別表第二の百七十五の二の項中「土壌汚染対策法の一部を改正する法律 (平成二十 以下この項において「改正法」という。)附則第二条第一項の

則

十一年十月二十三日から施行する この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十一年十月二十日 山梨県知事 横 内

正

明

山梨県条例第五十九号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

改正する。 山梨県警察関係手数料条例 (平成十二年山梨県条例第三十六号) の一部を次のように

「二万二千円」に改め、同項を同表四の項とし、同項の次に次のように加える。 五の項を同表七の項とし、同表四の項を同表六の項とし、同表三の項中「二万千円」を 中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表九の項とし、同表六の項中「五 円」に、「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、 千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に、「五千四百円」を 八の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表十の項とし、同表七の項 六千八百円」に、「三千百円」を「四千四百円」に改め、同項を同表八の項とし、同表 別表第五の一の項中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」 を「四千三百

に関する講習	く猟銃の操作及び射撃の技能	五条の五第一項の規定に基づ	五 銃砲刀剣類所持等取締法第
			猟銃操作等技能講習手数料
			一万二千三百円

別表第五中二の項を三の項とし、 一の項の次に次のように加える。

く認知機能核査	・・・ワッコ は気 いいん アニ	場合を含む。)の規定に基づ	の三第三項において準用する	四条の三第一項 (同法第七条	二 銃砲刀剣類所持等取締法第	
				能検査手数料	銃砲刀剣類所持許可認知機	
					六百五十円	

別表第五に次のように加える。

準用する同法第七条第二項の第九条の十三第三項において十二 銃砲刀剣類所持等取締法	非請に対する審査 申請に対する審査 申請に対する審査	
手数料手数料配定証書換え	料料質格認定申請手数	
千八百円	九千六百円 (当該申 ・ 大千六百円 (当該申	

ための講習会の開催 基づく年少射撃資格の認定の 第九条の十四第一項の規定に 十四 銃砲刀剣類所持等取締法	定証の再交付規定に基づく年少射撃資格認準用する同法第七条第二項の準用する同法第七条第二項の第九条の十三第三項において第一項ののがある。	定証の書換え
数料数料器定講習会手(九千七百円年少射撃資格認定講習会手)	手数料	
九千七百円	千九百円	

附 則

この条例は、 平成二十一年十二月四日から施行する。

基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善等臨時特例

平成二十一年十月二十日

山梨県知事

横 内 正

明

山梨県条例第六十号

山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善等臨時 特例基金条例の一部を改正する条例

(山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

第一条 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成十九年山梨県条例第二十三

号)の一部を次のように改正する。

改める。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に

(山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部改正)

第二条 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成二十一年山梨県条例第四十

号)の一部を次のように改正する。

改める。 附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に

則

この条例は、 公布の日から施行する

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正

山梨県条例第六十一号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

正する。 山梨県安心こども基金条例 (平成二十一年山梨県条例第二号) の一部を次のように改

を加え、同条に次の各号を加える。 第六条の見出しを「(処分等)」に改め、 同条中「ため」の下に「、次に掲げる事業」

- 保育サービス等の充実のための事業
- 地域における子育て支援のための事業
- 等技能訓練促進費等事業」という。) に限る。) 格その他の資格の取得を目的とした修学を支援するための事業(次号において「高 母子家庭、父子家庭等への支援のための事業(母子家庭の母に対する看護師の資

兀 五 児童養護施設に入所している児童等の生活環境の改善その他福祉の増進を図るた 母子家庭、父子家庭等への支援のための事業(高等技能訓練促進費等事業を除く。)

第六条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 前項各号の事業に係る経理については、それぞれ他の事業に係る経理と区分して整 理するものとする。

附則に次の二項を加える。 附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、

(平成二十二年度末における精算等)

3 第六条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業に係る経理につい 般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。 ては、平成二十三年三月三十一日において精算し、残額があるときは、その残額を一

(平成二十三年度末における精算等)

4 第六条第一項の規定にかかわらず、同項第四号及び第五号の事業に係る経理につい 般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。 ては、平成二十四年三月三十一日において精算し、残額があるときは、その残額を一

この条例は、 公布の日から施行する。

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。 平成二十一年十月二十日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県条例第六十二号

明

山梨県営病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

廃止する。 山梨県営病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十五号)は、

(施行期日)

(経過措置) る日から施行する。 定により設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立す この条例は、地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第九条第三項の規

2

の設置等に関する条例第五条第一項の規定による業務の状況を説明する書類の作成に ついては、なお従前の例による。 この条例の施行の日前の事業年度に係るこの条例による廃止前の山梨県営病院事業